

平成十二年十二月十二日受領  
答 弁 第 四 七 号

内閣衆質一五〇第四七号

平成十二年十二月十二日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員加藤公一君提出手数料の額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出手数料の額に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国が徴収する手数料は、一般に、国が特定の者のために役務を提供するに際して徴収する金銭と理解されておられ、手数料の算定において当該役務を提供するために要する実費を勘案することとしているものと政策的要素及び応益的要素を加味した結果手数料の額が実費を上回っているものがある。

いずれにせよ、国の徴収する手数料は、国の行政経費を賄うための財源となるものである。